

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が、「IFRS の年次改善 (2011 年－2013 年サイクル)」に関する公開草案を公表

目次

- はじめに
 - 修正案
-

要点

- 本公開草案は、以下の基準書の修正を提案している。
 - IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」
 - IFRS 第 3 号「企業結合」
 - IFRS 第 13 号「公正価値測定」
 - IAS 第 40 号「投資不動産」
- 本修正案が最終化された場合には、2014 年 1 月 1 日以後に開始する年次期間より発効する。早期適用は認められる。
- 本提案へのコメント期間は、2013 年 2 月 18 日に終了する。

はじめに

2012 年 11 月、国際会計基準審議会 (IASB) は、年次改善プロジェクトの一環として、公開草案 (ED) 2012/2「IFRS の年次改善 (2011 年-2013 年サイクル)」(以下、ED) を一般のコメントを募集するために公表した。本 ED は、4 つの国際財務報告基準 (IFRSs) の修正を提案するものである。年次改善プロセスは、必要であるが、緊急ではない IFRS に対する修正を行うために設計されている。

この修正に関して提案されている発効日は、2014 年 1 月 1 日以後開始する年次期間である。早期適用は容認される。すべての修正に関して早期適用を認めることが提案されている。

ED のコメント期間は、2013 年 2 月 18 日に終了する。

修正案

IFRS	トピック	修正案
IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」	有効な IFRS の意味	新規の IFRS または改訂後の IFRS を早期適用することが可能な場合には、企業はその最初の IFRS 財務諸表において、現行の現在有効である IFRS または、強制適用されていない新規の IFRS または改訂後の IFRS を適用することができることを明確にしている。 企業は、最初の IFRS 財務諸表の対象となっている期間を通じて同じ版の IFRS を適用することが要求される。
IFRS 第 3 号「企業結合」	共同支配企業についての範囲除外	IFRS 第 3 号の範囲から、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」で定義しているすべての種類の共同支配の取決めの形成を除外するために IFRS 第 3 号を修正する。これには、共同支配の取決めに対して事業 (business) の拠出を伴う共同支配の取決めが含まれる。また、IFRS 第 3 号 2 項 (a) の範囲除外は、共同支配企業または共同支配事業自体の財務諸表における会計処理のみを取扱うものであり、共同支配の取決めの当事者による共同支配の取決めに対する持分の会計処理を取扱うものではないことを明確にしている。
IFRS 第 13 号「公正価値測定」	第 52 項の範囲 (ポートフォリオの例外)	IFRS 第 13 号第 52 項のポートフォリオの例外は、IAS 第 32 号「金融商品:表示」で定義される金融資産または金融負債の定義を満たさない契約であっても、IAS 第 39 号「金融商品:認識および測定」または IFRS 第 9 号「金融商品」の範囲内で会計処理されるすべての契約 (例えば、現金または他の金融商品で純額決済できる非金融商品項目の売買契約) に適用されることを明確にする。
IAS 第 40 号「投資不動産」	不動産を投資不動産または自己使用不動産に分類する際の、IFRS 第 3 号と IAS 第 40 号との相互関係の明確化	IFRS 第 3 号と IAS 第 40 号は、相互に排他的なものではないことを明確にしている。特定の取引が、IFRS 第 3 号で定義される企業結合の定義を満たすかどうかを決定するには、IFRS 第 3 号のガイダンスを基礎にした判断が要求される。不動産が、自己使用不動産または投資不動産のどちらであるかを決定するには、IAS 第 40 号 7 項から 15 項の適用が要求される。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 か国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。